



富士市告示 第117号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知することができないため、同法第22条第10項の規定により公告する。

令和7年6月6日

富士市長 小長井 義正

1 対象となる特定空家等

	①	②	③	④	⑤
所在地	川成島 1018 番地 4				
家屋番号	59 号	59 号	59 号	-	-
種 類	居 宅	納 屋	納 屋	事務所	物 置
構 造	木造平屋建	木造平屋建	木造平屋建	木造平屋建	プレハブ平屋建
床面積	89.25 m ²	13.22 m ²	12.39 m ²	16.52 m ²	27.79 m ²
建築年	昭和 17 年	昭和 17 年	昭和 17 年	昭和 60 年	昭和 61 年

2 所有者等が行うべき措置の内容

建物の除却

3 措置の期限

令和7年6月30日

期限までに措置が履行されない場合、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。

4 動産の取扱

市長等が当該建築物の除去を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出すこと。

5 問い合わせ先

富士市 都市整備部 住宅政策課 住まい政策担当 電話：0545-55-2814